

議案第 9 号

野田市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市斎場の設置及び管理に関する条例（平成3年野田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「		「	
	26,000円		83,000円
	19,500円		66,000円
	13,000円		37,000円
	13,000円		38,000円
	9,100円	を	33,000円
	6,500円		30,000円
	14,300円		20,000円
	21,450円		25,000円
	28,600円		30,000円
」		」	に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の野田市斎場の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定によりなされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

市外居住者に係る火葬料の見直しにより市民が利用しやすい環境を整備するため、使用料に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市斎場の設置及び管理に関する条例 (平成3年野田市条例第8号)

改 正 案					現 行				
別表(第9条)					別表(第9条)				
1 火葬料					1 火葬料				
区分		単位	使用料		区分		単位	使用料	
			市内の者	市外の者				市内の者	市外の者
年齢 15 歳以上の者	1 体		無料	83,000 円	年齢 15 歳以上の者	1 体		無料	26,000 円
年齢 15 歳未満の者	1 体		無料	66,000 円	年齢 15 歳未満の者	1 体		無料	19,500 円
死産児	1 胎		無料	37,000 円	死産児	1 胎		無料	13,000 円
改葬遺骨	1 個		300 円	38,000 円	改葬遺骨	1 個		300 円	13,000 円
外科手術、事故等による四肢	1 個		300 円	33,000 円	外科手術、事故等による四肢	1 個		300 円	9,100 円
胞衣、産じょく汚物等	1 キログラムにつき(キログラム未満は、切上げ)		300 円	30,000 円	胞衣、産じょく汚物等	1 キログラムにつき(キログラム未満は、切上げ)		300 円	6,500 円
小動物火葬料	犬、ねこ等 1 体につき	10 キログラム未満	3,300 円	20,000 円	小動物火葬料	犬、ねこ等 1 体につき	10 キログラム未満	3,300 円	14,300 円
		10 キログラム以上 20 キログラム未満	5,500 円	25,000 円			10 キログラム以上 20 キログラム未満	5,500 円	21,450 円
		20 キログラム以上 30 キログラム未満	7,700 円	30,000 円			20 キログラム以上 30 キログラム未満	7,700 円	28,600 円
2 (略)					2 (略)				
備考 (略)					備考 (略)				